三の一の三の五　遺伝子相同組換え修復欠損検査の施設基準
　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の施設基準を満たしていること。
三の一の三の六　染色体構造変異解析の施設基準
　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準を満たしていること。
三の一の三の七　Ｙ染色体微小欠失検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の八　先天性代謝異常症検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の四　デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性の施設基準
　基本診療料の施設基準等第九の二の(1)のイの救命救急入院料１若しくはロの救命救急入院料２、三の(1)のイの特定集中治療室管理料１、ロの特定集中治療室管理料２若しくはハの特定集中治療室管理料３、四の(1)のハイケアユニット入院医療管理料１若しくは(2)のハイケアユニット入院医療管理料２又は五の二の小児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしていること。
三の一の四の二　抗アデノ随伴ウイルス９型（ＡＡＶ９）抗体の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の四の三　抗アデノ随伴ウイルス血清型ｒｈ７４（ＡＡＶｒｈ７４）抗体の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の五　抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二　ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の一の二　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準等
(1)　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準
　イ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
　ロ　当該検査の対象患者の治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準の対象患者
　次のいずれにも該当する患者
　イ　重症肺炎と診断された患者
　ロ　集中治療を要する患者
三の二の二　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準等
(1)　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準
　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の対象患者
　次のいずれかに該当する患者
　イ　重症の呼吸器感染症と診断された、又は疑われる患者であって、集中治療を要する患者
　ロ　インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。）又は新型コロナウイルス感染症等が疑われ、重症化のおそれが高い患者
三の二の三　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の施設基準
　基本診療料の施設基準等第八の二十九の二の(1)の感染対策向上加算１又は(2)の感染対策向上加算２の施設基準を満たしていること。
三の二の三の二　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の四　クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンＢ遺伝子検出の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
(2)　基本診療料の施設基準等の第八の二十九の二の(1)の感染対策向上加算１の施設基準を満たしていること。
四　検体検査管理加算の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。
　ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
　ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四の二　国際標準検査管理加算の施設基準
　国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている保険医療機関であること。
五　削除
六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の二　植込型心電図検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　時間内歩行試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三の二　シャトルウォーキングテストの施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。